

## 2. 高齢者虐待に関する各機関の役割

### (1) 各関係機関の役割

#### 市（高齢福祉課）

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、早期発見のための事業、高齢者の権利擁護のための必要な支援について、市町村が第一義的に責任をもつことが規定されています。

通報や届出を受けたときは、虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を速やかに行い、虐待が確認されたときには高齢者が安全で安心な生活が再構築できるよう地域包括支援センターと連携して対応を行います。

成年後見制度の利用が必要な場合で、四親等以内の家族・親族の申立てが期待できない場合は市長が申立てを行います。

#### 地域包括支援センター（みなみかわち、いしばし、こくぶんじ）

地域包括支援センターは、高齢者の権利擁護を行う機関として役割があります。高齢者の人権に対する相談や虐待の届出、通報の受理窓口となり虐待やその他の権利侵害を防止します。通報を受理した場合は、市と連携して虐待の情報収集・事実確認を行うとともに、必要に応じて市の立入調査への同行協力などを行います。

## 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の相談窓口として様々な機関・住民からの相談を受け付けます。虐待や気になる高齢者等を発見した場合は、市や地域包括支援センター等に相談・通報などを行います。また、虐待対応の終結後、地域で安心した生活が出来るために地域住民と協力した見守り・生活支援体制の構築に期待が寄せられます。

## 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）

介護保険サービス利用者宅への訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を発見する早期発見者としての役割が期待されます。虐待（虐待の疑い）のケースを発見した場合は家族の介護負担の軽減や介護保険サービスの調整等を行います。

（※）Q 虐待を受けていると思われる本人または家族の同意なく情報提供しても良いか？また、どの範囲で情報共有すべきか？

A 個人情報保護法第 23 条には、例外規定として情報収集の目的が「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」本人の同意なく第三者へ提供できるとあります。高齢者虐待対応における事実確認のための情報提供は、その規定に該当するものとなります。

## 医療機関

医療機関は、受診等により高齢者の不審な怪我やあざ等の状況の把握や家族・養護者の様子や変化を発見できる機会があります。

介入を拒む高齢者や養護者に対して、診察を通じて医師の指導により必要なサービス利用等に繋がる可能性がありますので、サービスの利用等についての助言等、高齢者や養護者に働きかける等の役割を期待します。

## 民生委員児童委員

民生委員は、地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らしていけるよう支援を行っており、これらの活動を通して高齢者からの相談や家族等からの介護負担の相談に応じます。

また、「怒鳴り声が聞こえる」や「高齢者が怯えた様子である」などの身近な情報をキャッチし、相談窓口への連絡や通報、地域における虐待の早期発見・通報見守り等の役割が期待されます。

## サービス提供事業所

介護保険サービスを高齢者に提供する事業者です。定期的な利用があれば身体状況の経過的な観察ができ、高齢者の変化をキャッチしやすい立場にあります。提供時における虐待の発見、及び疑いを持った場合は、介護支援専門員への報告とともに担当エリアの地域包括支援センターへの情報提供が期待されます。

## 警察

地域での生活安全に関する相談を受け、地域住民が安心安全に生活できるよう巡回及び見守りを行います。また、市が立入調査を行う際に、市の援助要請を受けて、円滑な調査が出来るよう同行します。

## 地域住民

地域で暮らしていく中で異変に気付いたときは、虐待であるかどうかの確信が持てなくても、市や地域包括支援センターに相談・通報します。また、虐待対応が終結した場合でも見守りが必要な世帯には、見守りチームの一員として期待されます。

## (2) 市と地域包括支援センターの連携

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が主体的に役割を担うことが規定されています。また、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められる機関に以下の事務の一部または全部を委託することができることとされています（高齢者虐待防止法第17条）。

### 委託可能な事務の内容

- ① 相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）
- ② 通報又は届出の受理（高齢者虐待防止法第7条、第9条）
- ③ 高齢者の安全の確保、通報又は届出に係る事実確認のための措置（高齢者虐待防止法第9条）
- ④ 養護者の負担軽減のための措置（高齢者虐待防止法第14条）

一方、介護保険法においては、各市町村に設置されている地域包括支援センターにおける業務として①総合相談業務②権利擁護業務③包括的継続的ケアマネジメント業務④介護予防ケアマネジメント業務が定められています。そのうち、地域ネットワークの構築や実態把握、総合相談、権利擁護などの業務の中で高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者、養護者への支援が行われることとなり、地域包括支援センターは、地域における高齢者虐待対応の中核機関の一つとなります。

高齢者虐待の予防、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援に関して、市と地域包括支援センターの基本的な役割は次のとおりです。

◆市と地域包括支援センターの役割◆

◎：中心的な役割を担う      ○：関与することを原則とする  
 △：必要に応じて関与する      ー：当該業務を行わない

項 目	内 容	市	包括
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	◎	◎
広報・ 啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護の方法の周知・啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口、高齢者虐待対応協力者の周知	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎
相談・通報 届出への対応	・相談、通報、届出の受付 ・相談及び指導助言の対応 ・相談通報届出受付票の作成 ・緊急性の判断	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ○
事実確認・ 立入調査	・関係機関からの情報収集 ・事実確認調査 ・立入調査（警察への援助要請含む）	◎ ◎ ◎	◎ ○ ー
援助方針の決定	・高齢者虐待に係る各会議の開催、関係機関の召集 ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	◎ ◎ ○	○ ○ ◎
支援の実施	（やむを得ない事由による措置等の実施） ・措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会制限 ・措置のための居室の確保 （成年後見制度の活用） ・成年後見制度の利用方法の周知、啓発 ・市長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ◎	ー △ ー ー ー ー ◎ △